

1 法第 3 条第 1 項の規定による地域

(1) 市内の、別紙図面に緑色、赤色及び青色で表示する区域

2 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 〔 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 〔 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

3 規則別表第 1 付表の第 1 号の規定による特定建設作業の規制に係る区域

(1) 別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域

(2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートル以内の区域

4 規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間

(1) 区域

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区 域	規則別表第 2 備考 1 の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色で表示する区域	第 1 種区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	第 2 種区域

(2) 時間

昼 間	午前 8 時から午後 7 時まで
夜 間	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで